

英字新聞学会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は英字新聞学会と称する。

第2条 本会が発行する新聞は『白門ヘラルド (Hakumon Herald)』と称する。

(目的)

第3条 英字新聞の発行を通して、学ぶ楽しさと、人に伝える楽しさを学び大学生活を豊かなものにする。そのうえで、組織運営を通し、責任感や行動力の大切を学び、社会へ出るための礎を築く。

(活動内容)

第4条 本会は主に次の活動をおこなう。

1. ペーパーおよびオンラインによる継続的な記事の作成
2. メルマガおよび SNS をはじめとするコンテンツを活用した PR 活動
3. 英文解釈、政治・経済・法律をはじめとする時事問題の分析のためのゼミナール活動および勉強会
4. OB による各種講座の実施

第5条 記事の発行に際しては、著作権を遵守し、個人情報の保護を図る。これについては、別に細則を定める。

第2章 組織

第1節 総則

(本会の構成)

第6条 本会は役員および会員によって構成される。本規約における会員とは、本会に所属するすべての者（顧問を除く）をさし、また役員および会員は中央大学在籍の学生に限る。

(本会の機関)

第7条 本会は、総会、編集部会、執行部会、顧問をおく。

第2節 総会

(最高議決機関)

第8条 総会は、本会の最高議決機関とする。

(総会の議長)

第9条 総会の議長は、編集長が之にあたる。ただし、編集長の委任があるとき、及び会員の過半数の要求があるときは、他の委員が議長を務めることが出来る。

(定例総会)

第10条 総会は、毎年1回、会長が招集して行われる。

(臨時総会)

第11条 本会の円滑な運営を図るため、必要に応じて役員は臨時総会を招集することができる。

(総会の成立)

第12条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

(議決方法)

第13条 総会の議決は出席者数の過半数を以て決する。ただし15条7号、37条に規定する場合はこの限りでない。

第14条 可否同数の時は、議長が決定する。

(総会の機能)

第15条 総会では、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

1. 会長の推薦
2. 会員の入会および除名
3. 各役員を選出
4. 決算および予算案の承認
5. 入会金の金額の決定
6. 本会の規約の改正、前5号以外の本規約において総会による承認を必要とされている事項およびその他の重要事項

第2節 会員

(加入)

第16条 会員は原則任意に加入可能とする。

(脱退)

第17条 会員は原則任意に脱退可能とする。ただし、第15条2号による場合はこの限りでない。

(会員の義務)

第18条 会員は年会費をおさめる。

第3節 役員

(役員)

第19条 本会は以下の通り、役員を常設する。

1. 会長
2. 編集部長
3. 執行部長
4. 戦略対策委員

(役員任期)

第20条 第19条に定める役員の任期は1年とする。

(役員の禁止事項)

第21条 第19条1号及び4号に定める役員は、他の役員との兼任を禁止する。

(役員の新設)

第22条 必要のある場合は、第19条の役員に加え新たな役員を設置することが出来る。この決議は総会をもっておこなう。

第4節 会長

(会長)

第23条 会長は本会を代表し、総会による決議および各部会における決定に基づき、本会の活動を総括する。

(報告義務)

第24条 会長は、毎年年度末に活動記録の報告を行わなければならない。活動記録は、ホームページに公開する。

第5節 編集部

(編集長)

第25条 編集長は、総会による決議に基づき、編集部の活動を総括する。記事の編集やウェブページの管理、紙媒体発行の最高責任者とする。

(副編集長)

第26条 編集部には副編集長、写真担当、Web担当、紙面担当などを設置することができる。

(編集部の構成)

第27条 編集部は、記者として全会員が所属する。

第6節 執行部

(執行部長)

第28条 執行部長は、総会による決議に基づき、執行部の活動を総括する。

(執行部の職務)

第29条 執行部の職務は以下の通りである。

1. 渉外：学内、学外においてインタビュー、各種講座の依頼・打診、他大学との連携を行う。
2. 書記：総会、編集部会議の議事録を付ける他、当会の活動を記録する。
3. 会計：当会運営に関する予算・財務の管理を行う。
4. 法務：当会の規約の管理や修正、公認化手続きの準備を行う。
5. 企画：当会の企画を行う。
6. 広報：当会の広報を行う。
7. 顧問担当：総会の決議や部会の決定などについて顧問および特別顧問と連絡を取り合う。

(執行部構成員)

第30条 執行部長は前条の職務に就く者を会員の中から選定・委任することができる。

第31条 第29条3号の役職は常設機関として最低1名以上設置する。

第32条 第29条3号の役職に就いたものは役員および他の役職との兼任を禁止する。

第33条 執行部長は職務の内容および数を変更することができる。この場合、総会による承認を必要とする。

第7節 戦略対策委員

(戦略対策委員)

第34条 戦略対策委員は、組織内の適法性監査、および外部との円滑な交渉を図るため、専門的知識を用いて対応する。

(任命)

第35条 戦略対策委員は顧問または特別顧問が任命する。

(設置人数)

第36条 戦略対策委員は複数人設置することができる。

第37条 前条の場合は戦略対策委員の互選により委員長を1名選出する。

第7節 顧問

(顧問)

第38条 当会の顧問は、中央大学教諭・職員による教諭顧問と、当会OBによる特別顧問によって構成される。

(顧問の職務)

第39条 顧問は総会の決議や部会の決定に問題があると判断した場合、再審議を提案する。

(顧問教諭の職務)

第40条 記事発行の際、顧問による記事の内容の確認および発行の承認を必要とする。

(特別顧問の依頼・職務)

第41条 本会の記事作成について原則、英文・和文それぞれに関して校正・添削を行う特別顧問を依頼することとする。

(顧問担当)

第42条 本会会員の中より、総会の決議や部会の決定などについて顧問と連絡を取り合う役員を顧問担当とする。

第3章 会計

(会計年度)

第43条 本会の会計年度は四月一日より、翌年三月三十一日を以て終える。

(管理)

第44条 本会の経費は、年会費、行事別の負担金、寄付金その他諸収入で支弁する。

(会費)

第45条 年会費、行事別の負担金については、原則全会員の協議のうえこれを定める。ただし、当該決定に急を要する場合は役員がこれを暫定決議し、会員はこれを追認することができる。

第4章 規約

(規約改正)

第46条 第15条6号より、本規約に変更の必要があるときは執行部法務職担当が之を発議し、総会出席者の三分の二以上の同意を得て改正することを得る。

(規定)

第47条 本規約に規定なき事柄は、臨時総会を開きこれを決定する。

第5章 補足

第5条 本規約は平成26年6月1日より施行する。